


**公益財団法人 神奈川県福利協会**  
**退職共済制度へ加盟・加入される方へ（ご一読願います）**

退職共済事業のしくみ・掛金や退職金等について、加盟・加入される前に、特にご理解いただきたい内容を記載しています。加入者にとって不利益となる事項もありますので、ご納得のうえで加盟・加入手続きを行ってください。

**神奈川県福利協会は**

1955(S30)年設立、神奈川県内の社会福祉に係る非営利法人の退職共済、福利厚生等法人活動の促進と充実を図る支援事業等を行っています。

**\* 事業内容 \***

退職共済事業、福利厚生事業、損害保険代理店事業など

**< 加入 >**

- \* 65歳未満の方が加入することができます。(法人の役員である方(職員兼務役員は除く)は加入できません。)
- \* 加入時の年齢により掛金納付期間が短くなり退職金が掛金納付相当額を下回る場合があります。

**< 掛金月額 > 別表(1)参照**

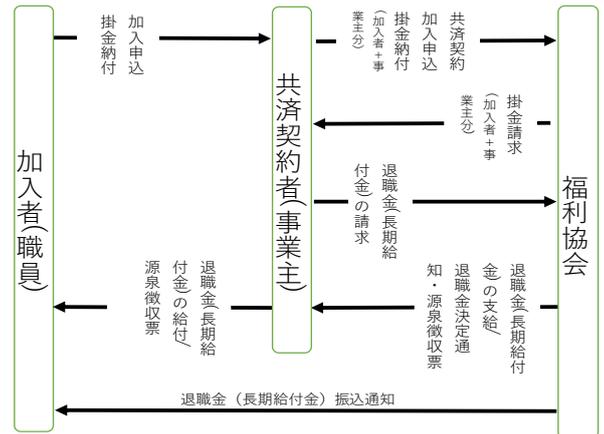
- \* 掛金月額は、標準給与月額×45/1000でそれぞれ毎月負担します。  
**【負担割合：事業主・施設長(共済契約者等) 25/1000+従事者(加入者) 20/1000】**
- \* 毎月給与から控除されて、事業主・施設長(共済契約者等)経由で福利協会へ納付します。
- \* 満65歳に達した年度の翌年度4月から掛金の納付を停止します。(加入者としては在籍)
- \* 給与が無給の期間、届出の提出により掛金の納付を一時中断できます。ただしその期間は退職金算出加入期間から除かれます。届出の提出がない場合は、掛金を納付していただきます。
- \* 給与の支給を再開した月から、届出を提出し掛金の納付を開始します。
- \* 転職の場合、転職先が福利協会の退職金制度に加盟している事業主・施設長(共済契約者等)で継続して掛金を納付できる場合、異動通知書の提出により前の事業主・施設長(共済契約者等)の加入期間を通算できます。

**< 標準給与月額 >**

- \* 退職金計算の基礎となるもので、本給と固定額で受ける諸手当(通勤手当を除く)の合計を給与月額とし別表(1)にあてはめて求めます。
- \* 給与月額の変動に伴い、標準給与月額の改定を毎年1回(10月)行います。10月から翌年9月までの間に昇給等の事情により給与月額の変動があっても標準給与月額の変更は行いません。

**< 退職金支給 >**

- \* 事業主・施設長(共済契約者等)から退職金として支給されます。
- \* 加入期間1年以上(掛金納付期間12カ月以上)の加入者が退職(死亡を含む)したとき申請書の提出により支給します。
- \* 加入期間1年未満で退職した場合、加入者ご本人の掛金納付相当額の返金も退職金の支給もありません。
- \* 退職せず、退職共済制度を脱退する場合は、退職したとして計算した退職金の1/2もしくは加入者掛金納付相当額のどちらか多い額を支給します。(加入期間1年以上(掛金納付期間12カ月以上)の場合が対象)
- \* 請求権は退職日から5年以内に行わないと消滅します。
- \* 退職金は、事業主・施設長(共済契約者等)よりお受取いただきます。
- \* 死亡退職の場合は、退職共済規程による受取人(遺族)に支給します。



福利協会は、事業主・施設長(共済契約者等)から預託された掛金を、安全で安心な運用を行いますが、経済動向や制度の見直しにより、将来の掛金額、給付率は変更される場合があります。

<福利厚生事業>

\* 観劇、スポーツ観戦等、従事者厚生事業へ参加することができます。

\* 貸付事業 ※貸付には条件、審査があります。

- ・生活資金：加入者に対し当協会退職共済制度の退職金の範囲内(上限 100 万円)で医療費、結婚費、家具購入費、自己の研修費及び子弟の学費、自動車購入費等生活に必要な臨時的資金の貸付をします。貸付不可：生活費、借入金・ローンの返済など
- ・住宅土地資金：加入者に対し、自己の居住する住宅の新築・増改築または購入および土地を取得する際に必要な資金の貸付をします。

\* 慶弔等給付事業

請求書の提出により給付します。  
請求期限は事実発生日より 1 年間です。

種別	受給要件	給付金額
結婚祝金	加入者が結婚したとき	10,000 円
死亡弔慰金	加入者が死亡したとき	30,000 円
退会一時金	加入期間 6 カ月以上 1 年未満で退会（退職）したとき	10,000 円

\* 長期加入者顕彰事業

加入期間 30・40・50 年該当者へ記念品を贈り顕彰します。

\* 研修事業

接遇、メンタルヘルス、ハラスメント、情報漏洩等の講師を事業所へ派遣しセミナーを開催します。(要相談)

\* 広報普及事業、その他の福利厚生関連事業、損害保険代理店事業など、福利協会のホームページをご覧ください。

退職金(退職一時金、遺族一時金)の計算

$$\text{退職金} = \text{全加入期間の標準給与月額} \times \text{加入期間に応じた支給率 (別表 3)}$$

別表 (1) 標準給与等級及び掛金月額表

等級	標準給与月額	給与月額	掛金額 (単位: 円)		
			加入者 20/1000	施設 25/1000	掛金月額 45/1000
1	92,000	~ 94,999	1,840	2,300	4,140
2	98,000	95,000~100,999	1,960	2,450	4,410
3	104,000	101,000~106,999	2,080	2,600	4,680
4	110,000	107,000~113,999	2,200	2,750	4,950
5	118,000	114,000~121,999	2,360	2,950	5,310
6	126,000	122,000~129,999	2,520	3,150	5,670
7	134,000	130,000~137,999	2,680	3,350	6,030
8	142,000	138,000~145,999	2,840	3,550	6,390
9	150,000	146,000~154,999	3,000	3,750	6,750
10	160,000	155,000~164,999	3,200	4,000	7,200
11	170,000	165,000~174,999	3,400	4,250	7,650
12	180,000	175,000~184,999	3,600	4,500	8,100
13	190,000	185,000~194,999	3,800	4,750	8,550
14	200,000	195,000~209,999	4,000	5,000	9,000
15	220,000	210,000~229,999	4,400	5,500	9,900
16	240,000	230,000~249,999	4,800	6,000	10,800
17	260,000	250,000~269,999	5,200	6,500	11,700
18	280,000	270,000~289,999	5,600	7,000	12,600
19	300,000	290,000~309,999	6,000	7,500	13,500
20	320,000	310,000~329,999	6,400	8,000	14,400
21	340,000	330,000~349,999	6,800	8,500	15,300
22	360,000	350,000~369,999	7,200	9,000	16,200
23	380,000	370,000~394,999	7,600	9,500	17,100
24	410,000	395,000~424,999	8,200	10,250	18,450
25	440,000	425,000~454,999	8,800	11,000	19,800
26	470,000	455,000~484,999	9,400	11,750	21,150
27	500,000	485,000~514,999	10,000	12,500	22,500
28	530,000	515,000~544,999	10,600	13,250	23,850
29	560,000	545,000~574,999	11,200	14,000	25,200
30	590,000	575,000~	11,800	14,750	26,550

別表 (3) 退職一時金・遺族一時金支給率表  
2024(令和 4)年 4 月 1 日改正

加入期間	支給率(倍)	加入期間	支給率(倍)
1年	0.377	24年	14.701
2	0.707	25	15.538
3	1.037	26	16.362
4	1.595	27	17.207
5	1.980	28	18.047
6	2.419	29	18.906
7	2.928	30	19.753
8	4.322	31	20.140
9	4.862	32	20.528
10	5.402	33	20.915
11	5.942	34	21.303
12	6.482	35	21.690
13	7.022	36	22.078
14	7.562	37	22.465
15	8.102	38	22.853
16	8.642	39	23.240
17	9.182	40	23.628
18	9.859	41	24.016
19	10.624	42	24.404
20	11.445	43	24.792
21	12.255	44	25.180
22	13.060	45	25.568
23	13.887		

(注) 加入期間 4 5 年を超えた場合は 1 年ごとに 0.388 を加算

(注) 加入期間に 1 年未満の端数が生じた場合の支給率は次による。

1 年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率・・・ A

1 年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率・・・ B

支給率 = A + (B - A) × 端数月数 / 12

(小数点以下 4 位を四捨五入)

ホームページに各種規程や資料  
を掲載しています。  
OR コードを読み取ってアクセス  
してください。

